

区地域支援調整チームからの要望事項一覧（高齢関係）

ページ	要望区	要望要旨
1	中央区	区分認定について
2	鶴見区	緊急一時保護における入所先の確保について
3	西成区1	高齢者の支援ネットワーク構築のための個人情報の管理、利用について
4	西成区2	成年後見制度の活用について
5	西成区3	居住の町へと移行した高齢者への取り組みについて
6	西成区4	総合的な介護予防の推進体制の充実について
7	西成区5	自己決定の保障と透明性の確保
8	西成区6	自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について
8	西成区7	高齢障害者へのサービス運用について
8	西成区8	障害者自立支援サービスから介護保険サービスへの円滑な移行について

中央区 要望	
区分認定について	
要望理由	
<p>自立支援認定を受けている障害者も65歳になると介護保険の認定を受けることとなりますが、視覚障害や聴覚障害などの身体障害者や知的障害者にとって、介護保険の認定調査はどうしてもADLが高く評価されるとともに、自立支援法の認定調査項目106項目に対して、介護保険法の認定調査項目は74項目であることもあり、これまでと同等の支援サービスを受けるには介護保険法の要介護（要支援）認定を受けただけで、自立支援法の障害区分認定も受けなければならない場合があります。障害者とその家族には大きな負担となっています。</p> <p>障害者とその家族の認定調査にかかる負担軽減のために、それぞれの障害に応じたきめ細かい調査となるよう介護保険法の要介護（要支援）認定調査の項目追加など、認定調査の改善に向けて国への要望をお願いしたい。</p>	
回答	
<p>要介護認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められています。</p> <p>また、調査項目の定義以外にも介護の手間が発生している場合は、特記事項に内容を記載し、介護認定審査会に審査会資料として提供しております。</p> <p>本市では、認定調査に際して本人の心身状況を的確に把握するため、できるだけご家族や介護者に調査への同席をお願いしております。また、認定調査に際して意思疎通が困難な方を対象とした介添人の派遣、難病や認知症等により認定調査に際して専門的判断が必要と考えられる場合の本市保健師の認定調査への同行を、本市独自の制度として実施しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（電話：6972-2873）

鶴見区 要望	
大阪市緊急一時保護期間延長と増床、一時保護後の支援のための介護保険施設等措置先の確保など制度の充実・改善	
要望理由	
<p>虐待等により在宅生活の継続が困難な高齢者・障害者を緊急的に介護保険施設等に入所させる場合に、大阪市の緊急一時保護制度を利用しているが、一時保護期間は原則14日間と短い期間である。</p> <p>保護を必要とする高齢者・障害者の事例終結には相当な日数がかかり、一時保護期間終了後の支援のため「やむを得ない事由による措置」等により入所先を探すため、区が非常に苦慮している。</p> <p>また、平成23年6月24日に成立した「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日より施行されることになり障害者についても高齢者と同様に施設の確保が必要である。</p> <p>障害者の虐待等による入所先の確保は身体・知的・精神といった障害区分により複雑困難で、健康福祉局が障害者の緊急一時保護施設を一床確保しているが、保護後の支援について、区だけの対応では入所出来る施設探しに多大な困難を要することが予測される。</p> <p>被虐待者の保護後の安心、安全で適切な生活の場を確保するため、大阪市として統一した入所施設確保の制度充実を要望する。</p>	
回 答	
<p>緊急一時保護は、被虐待者の安全確保を目的に、一時的に身を寄せる緊急避難的な場所で、安定した生活の場ではないことから、一日も早く、安定した安全・安心な場所へ移動する必要があります。</p> <p>高齢施設については、在宅で長期間、施設の空きを待つ養護者も多いことから、慢性的な施設不足の解消が本市の喫緊の課題となっています。</p> <p>増加する高齢者虐待の発生に対応すべく、一時保護については、平成25年度に、高齢者の枠を1床増やす予定です。また、一時保護の入所期間は、原則14日間を上限としていますが、状況に応じて延長することもあります。</p> <p>虐待対応として、施設入所を避ける方法は、緊急分離保護に至る状況になる前に早めに支援を開始し、または、虐待を早期に発見し早期に対応すること、さらに進んで、虐待の未然防止に力を入れることが必要であると考えています。</p> <p>区役所や地域包括支援センターで、地域に密着した広報・啓発活動を行っていただくとともに、その活動を後押しするための啓発物品の作成、研修会の開催、虐待防止連絡会議の開催、専門相談事業の実施等、地域福祉課相談支援グループにおける積極的な後方支援を行っていきたいと考えています。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課相談支援グループ(電話：6208-8084)

西成区 要望1	
高齢者の支援ネットワーク構築のための個人情報の管理、利用について	
要望理由	
<p>個人情報や個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりとともに、高齢者の情報の把握をすることが難しくなっている。個人情報保護の観点から高齢者の情報を団体間で共有することが難しい。また、支援に必要な情報が不足している孤立した高齢者や要社会的援護者について、行政からの情報提供が難しいため、地域での支援ネットワーク構築に困難をきたす場面も見受けられる。個人情報保護の理念を尊重しつつ、地域包括ケア推進の前提として、関係機関等の連携に必要な個人情報の提供、管理に関する課題の整理及びルール作りに早急に取り組んでいただきたい。</p>	
回 答	
<p>少子高齢化の進行に伴う、少人数世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加、マンション等共同住宅の増加等により、地域における近隣関係は近年著しく希薄化し、援護が必要な人の把握とその個人情報の適切な取り扱いが課題となっています。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者等を対象としたサービスや介護保険サービス・在宅支援サービス等があるにもかかわらず、その情報が届いていないために利用できていない高齢者や地域とのつながりがない等の理由により、さまざまなネットワークで受け止めきれないひとり暮らし高齢者等をどう支援していくかも課題となっています。</p> <p>援護が必要な人に支援を行うための、地域での情報の収集、提供にあたっては、プライバシー意識の高まり等があり、個人情報保護法の趣旨を踏まえた適切な運用に取り組んでいく必要があります。</p> <p>今後、ひとり暮らし高齢者等の一層の増加が見込まれる中、医療や介護等必要なサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケア体制の構築を推進していくとともに、地域における見守りや支え合いの際に必要な個人情報の保護に配慮しながら、高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。</p> <p>なお、地域における支援ネットワーク構築においては、要援護者の情報の取り扱いが重要な課題となっていることに鑑み、各区において施策や事業を進めるにあたって、個人情報の提供、管理に関する様々な取り組みの情報提供等の支援を行ってまいります。</p>	
担 当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (電話：6208-8026) 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話：6208-7959)

西成区 要望2	
成年後見制度の活用について	
要望理由	
<p>成年後見制度については、本人の状態像に合わせて適切に活用されることによって、本人の権利を守り、より自立した生活の維持が可能であるが、まだ制度が十分に理解され活用されているとはいえない状況である。判断力の低下により、生活に多くの支障が出ている高齢者が、成年後見制度の活用等適切な支援に結びつかず、悪質な消費者被害や、高齢者虐待の被害者となるなどのケースも多くみられる。特に、西成区においては独居、高齢者のみの世帯の割合が高く、判断力の低下が深刻な権利侵害に結びつきやすい状況にある。しかしながら、成年後見制度が十分に活用されず、状況が深刻になってしまう事例も多くみられる。原因として、成年後見制度の活用に対する周知、啓発不足、手続きの煩雑さ、後見人受任者の不足等に起因すると思われる。本人の状態像に応じて、成年後見制度が適切に本人の支援に結びつくよう、成年後見制度の担い手を増やすとともに、制度の周知、啓発の充実や手続きの簡素化を図るなど成年後見制度がより積極的に活用されるための方策について検討願いたい。</p>	
回 答	
<p>大阪市では平成19年度より成年後見支援センターを設置し成年後見に関する一般的な相談をはじめ、弁護士や社会福祉士などの専門職による専門相談も実施しています。</p> <p>また、同センター開設当初より、成年後見の新たな担い手として市民後見人を全国に先駆けて養成し、平成24年12月末現在で194名の市民後見人がバンク登録しており、これまで71名の市民後見人が66件の事案に対し家庭裁判所から後見人として選任を受け後見活動を行っています。</p> <p>しかしながら、団塊の世代が高齢者となり、今後認知症のある方が急激に増加することが予測されることから、引き続き人材の養成に努めてまいります。</p> <p>地域包括支援センターの整備が進み、また平成24年度からは障がい者相談支援センターが各区に設置されるなど地域の相談支援機関が充実したことに伴い、本制度の対象者となる方の把握が一層進むと考えています。</p> <p>成年後見制度における市長申立てにつきましては、他都市と比較して大阪市の申立て件数は突出しており、一定の周知が図られているものと考えますが、制度そのものの歴史が浅く、ご指摘のとおり市民の方の理解が十分に浸透しているとは言い難いことから、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター等の相談支援機関に対する研修を実施するなど、引き続き成年後見制度の普及・啓発に取り組んでまいります。</p> <p>なお、申立手続きの煩雑さについては、その必要性を厳格に審査するため多くの提出書類が求められていますが、成年後見制度は選挙権など本人の基本的な権利を一部制限する制度であることから、やむを得ないものと考えています。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課相談支援グループ(電話：6208-8084)

西成区 要望3	
居住の町へと移行した高齢者への取り組みについて	
要望理由	
<p>当区は市内でもとりわけ高齢者（65歳以上）が多く、区内人口の約34%（約43,000人）が高齢者である。特に、約17,000人を越える単身高齢者が居住しているあいりん地域では、単身高齢者の生活上の課題が顕著に現れ、現在は、「生活保護の街」又は、「介護保険利用者が多く住む街」であるといわれている。（『あいりん施策のあり方検討報告書』より）</p> <p>その高齢者は、食生活など生活リズムの乱れや、社会的孤立から閉じこもり、アルコールへの依存、セルフネグレクト等により、要介護化のリスクが高くなっている。これら高齢者の要介護化を予防するために、早期の健康診断受診や健康づくりについての啓発、社会参加の機会を増やし、外出支援等閉じこもり予防や生きがいつくりの取り組みなど、総合的な対策を集中的かつ早急に進められることを求める。</p>	
回 答	
<p>本市では、全ての市民がすこやかでこころ豊かに生活できるまち・健康都市大阪の実現に向け、健康増進計画「すこやか大阪21」を策定し、平成25年度からは「すこやか大阪21（第2次）」として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざしています。本計画に基づいて、大阪市民の健康指標として特に重要なものを目標項目として定め、生活習慣病の各分野には取り組みの柱を設定し、優先順位をつけて市民の健康づくりに取り組みます。また、啓発については、がん検診の受診勧奨をはじめ、重点項目を中心に進めています。</p> <p>また、高齢者が可能な限り要介護状態になることを予防し、できる限り自立した生活を送ることを目的として、要支援・要介護状態になる前の段階から介護予防事業を実施しています。具体的には、高齢者に基本チェックリストを個別に送付するなど、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を把握し、運動器の機能向上や閉じこもり予防等の介護予防事業への参加を促していくとともに、老人福祉センターや老人憩の家において、高齢者の生きがいつくりを引き続き支援してまいります。</p>	
担 当	<p>健康局 健康施策部 健康づくり課（電話：6208-9961）</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（電話：6208-9962）</p> <p>福祉局 高齢者施策部 いきがい課（電話：6208-8054）</p>

西成区 要望4	
総合的な介護予防の推進体制の充実について	
要望理由	
<p>介護予防を総合的に推進していく方法として、二次予防事業対象者（旧特定高齢者）を対象とする介護予防事業の展開が挙げられているが、平成22年度、事業実施要綱の改正に伴い、対象者把握方法やケアプランの簡略化は図られたものの、事業参加までのプロセスが複雑でありかつ、一般に周知が不足している面もあり、利用に結びついていない高齢者も多いと思われる。また、事業を展開する受け皿がまだ少ないという点や内容の魅力を伝えきれていないという面もあり、把握した対象者が事業参加に結びつかない状況もある。また、かかりつけ医が健診指定医療機関でない場合、調整に困難を強いられることも多く、事業参加のための健診の実施方法についても見直しが必要である。介護予防事業参加へのすそ野を広げるため、より参加しやすい仕組みづくりや事業の一層の周知、プログラムの充実などに取り組んでほしい。</p> <p>また、閉じこもり等予防事業については、二次予防事業対象者のみを対象者として展開することには無理があり、認知症予防と一体的に展開するなど内容の検討が必要である。さらに、ボランティア組織が中心となった地域サロンづくりの支援として位置づけるのが自然ではないかと考える。</p> <p>また、すべての高齢者を対象とする介護予防・健康づくりを推進する事業（一次予防）との連続性に乏しく、介護予防事業として一次予防、二次予防を一体的に展開する形についても検討が必要である。</p> <p>高齢者の状態像は流動的で、自立から介護への変動も大きい。介護予防、健康づくりは重要だが「自立＝健康」というような健康観の押し付けにならないよう、色々な選択肢による支援を展開する必要がある。</p>	
回 答	
<p>平成22年度の地域支援事業実施要綱の改正を受け、本市では平成23年度から二次予防事業の対象者の把握方法等の簡素化を行い、把握数、事業参加者数ともに増加傾向にあるところです。しかしながら、一般に介護予防の認知度が低いことに加え、参加を希望されない方も多いことから事業周知や地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら事業参加を図っていきたくて考えております。</p> <p>また、閉じこもり等予防事業については、現在も二次予防事業対象者だけでなく、一次予防事業対象者にも参加いただける事業として実施しております。</p> <p>一方で、各区・各地域においては、いきがい・健康づくり・介護予防などに関する地域の自主的な活動も活発になりつつあります。二次予防事業終了者を含め地域の高齢者には、引き続き介護予防に取り組んでいただけるよう、各区・各地域包括支援センターにおいても、これら地域の活動を把握し情報提供を行うなど、地域の特性を踏まえた取り組みや対象者に応じた適切な支援に努めていただきたいと思います。</p> <p>引き続き介護予防事業が効果的な事業となるよう検討を行ってまいりたいと考えております。</p>	
担 当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (電話：6208-9962)

西成区 要望5	
自己決定の保障と透明性の確保	
要望理由	
<p>近年、西成区内において、いわゆる民間の福祉マンション、特に介護サービス事業所併設のマンション（高齢者専用賃貸住宅）が増えており、多くの単身高齢者が入居している。一部の福祉マンションにおいては、自己完結型のサービス体系、閉鎖的な環境の中、特に単身高齢者で判断力の低下した要介護、要支援高齢者にとって、サービスの内容や種類の選択において自己による決定を十分に保障することが難しい状況となりやすい。その中で、不必要なサービス、望まないサービスを利用せざるを得ない状況が起きる可能性が高くなっている。自由に福祉サービスを選択でき、その内容についても自己決定が保障されることは、介護保険制度の根幹にかかわる問題である。福祉マンション等に住んでいる高齢者の自己決定を保障するためにも、一定外部からの視点を取り入れることで透明性を確保することが必要である。福祉マンションにおける大阪市による実態把握については、住民からの通報等の活用により、高齢者の自己決定を保障する仕組みを早急に構築されることを要望する。</p>	
回 答	
<p>福祉制度においては、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供の仕組みが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能することが必要であると考えます。今後、「ニア・イズ・ベター」の原則のもと、各区の実情に応じ、利用者を中心として自己選択を支援する仕組み、住民がサービスの提供等について、協働して管理を行うとともに、サービスや事業の評価・改善に加わる仕組み等を検討していくにあたっては、効果的な施策や取り組み等、必要な情報提供等の支援を行ってまいります。</p> <p>また、介護保険サービスにおいては、要介護（要支援）者が必要なサービスを適切に利用するため、介護支援専門員等が利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、作成されたケアプランに基づき、介護サービスを利用することが原則となっております。</p> <p>不必要な介護サービスの利用などの不適正な事業運営情報の事実が確認できた場合には、介護保険サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることを目的として、指導・監査を行っております。</p>	
担 当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (電話：6208-7959) 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (電話：6241-6315)

西成区 要望6～8	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(要望6) 自立支援法から介護保険へのスムーズな移行について</li> <li>・(要望7) 高齢障害者へのサービス運用について</li> <li>・(要望8) 障害者自立支援サービスから介護保険サービスへの円滑な移行について</li> </ul>	
要望理由	
<p>(要望6)</p> <p>高齢化に伴い介護保険へ移行する障害者が増加しており相談が多い。介護保険のケアマネジャーや関係者は障害福祉サービスについての制度理解が難しく、また移行することで混乱を招くことも多い。相談機関としては区役所や相談支援事業所があるも相談場所について周知が十分でないこともある。スムーズな移行は当事者にとって質確保のために重要であるため円滑な移行ができるようなシステム作りが必要である。</p> <p>(要望7)</p> <p>65歳以上を超えると介護保険への移行が基本ではあるものの、サービス内容や量において障害者の特性から柔軟な運用が必要である。特に、介護保険適応以外のサービスが利用できないことで地域生活に支障が生じる障害者も多いのが現状である。</p> <p>(要望8)</p> <p>介護保険対応年齢となり、障害者自立支援サービスから介護保険に移行する事例は多くなってきている。しかし、自立支援サービスではケアマネ不在のなか、介護支援専門員に十分な情報が提供されず、スムーズな移行が困難になっている事例も多い。市民に不利益が起こることなく、スムーズな移行ができるようなシステムづくりが必要である。</p>	
回 答	
<p>障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先することとなっております。</p> <p>本市においては、介護保険の被保険者である障がいのある方から居宅介護や重度訪問介護及び移動支援の利用に係る申請があった場合には、個々のケースに応じて勘案を行い、介護保険担当等の関係先と必要に応じ連携したうえで、適切な支給決定を行っております。</p> <p>なお、介護保険利用前から障がい福祉サービスを利用されていた方については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険法の保険給付では対応できない部分について、引き続き障がい福祉サービスの提供をできるよう、区と局の協議により決定しているところですが、介護保険適用後に生じる障がいについては、基本的には介護保険サービスでの対応であり、障がい福祉サービスの適用外となります。</p> <p>しかしながら、介護保険適用以前に障がい福祉サービスの提供を受けていない場合でも、個々のケースに応じて合理的な理由があり、障がい者施策としての支援が必要と判断できる場合には、区と局の協議により支給決定しております。</p>	
担 当	福祉局 障害者施策部 障害支援課 (電話：6208-8245) 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (電話：6208-8028)